福井県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務処理要綱

（目的）

第１条　この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号。以下「法」という。）第三章の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等の事務を適切かつ円滑に処理するために、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成１３年政令第２５０号。以下「令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成１３年国土交通省令第１１５号。以下「省令」という。）および国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成２３年国土交通省令・厚生労働省令第２号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第２条　法第６条の登録の申請を行う者は、共同省令で定める登録申請書（共同省令別記様式第一号）および共同省令第７条に規定する書類を添付し、正本２部および副本１部を福井県土木部建築住宅課へ提出するものとする。

２　共同省令第７条第６号に規定する知事が必要と認める書類は、別表第１に掲げる書類とする。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

（登録の通知）

第３条　法第７条第３項の規定による登録申請者への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録通知書（様式第１号）により行うものとする。

２　法第７条第５項の規定による市町長への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録通知書（様式第２号）により行うものとする。

（登録の基準に適合しない旨の通知）

第４条　法第７条第４項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録の基準に適合しない旨の通知書（様式第３号）により行うものとする。

（登録の拒否）

第５条　法第８条第２項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第４号）により行うものとする。

（登録事項等の変更）

第６条　法第９条第１項の規定による登録事項等の変更の届出を行う者は、共同省令第１６条第１項に規定する登録事項等の変更届出書（共同省令別記様式第二号）に同条第２項に規定する書類を添付し、正本２部を福井県土木部建築住宅課へ提出するものとする。

２　法第９条第４項の規定による市町長への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業変更登録通知書（様式第５号）により行うものとする。

（登録簿の閲覧）

第７条　法第１０条の規定による登録簿の閲覧は、福井県土木部建築住宅課において行うものとする。

２　登録簿の閲覧時間は、開庁日の午前８時４５分から午後０時までおよび午後１時から午後５時までとする。

３　登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧の場所の外に持ち出してはならない。

４　知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、または禁止することができる。

一　この規定または職員の指示に従わない者

二　登録簿を汚損し、もしくはき損し、またはそのおそれがあると認められる者

三　他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれがあると認められる者

（地位の承継の届出）

第８条　法第１１条第３項の規定による届出を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る地位の承継届出書（様式第６号）、共同省令第１６条第１項に規定する登録事項等の変更届出書および同条第２項に規定する添付書類の正本２部を福井県土木部建築住宅課へ提出するものとする。

２　知事は、法第１１条第４項の規定により登録事業者の地位を承継し変更の登録をしたときは、第６条第２項を準用する。

（廃業等の届出）

第９条　法第１２条第１項または第２項の規定による届出を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書（様式第７号）および廃止等の内容がわかる添付資料を２部、福井県土木部建築住宅課へ提出するものとする。

（登録の抹消）

第１０条　法第１３条第１項第１号の規定による申請を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（様式第８号）の正本２部および副本１部を福井県土木部建築住宅課へ提出するものとする。

２　法第１３条第１項の規定により登録の抹消を行った場合の登録事業者への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書（様式第９号）により行うものとする。

３　法第１３条第２項の規定による市町長への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録

抹消通知書（様式第１０号）により行うものとする。

（報告、検査等）

第１１条　登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の事業を開始したときは、速やかに、サービス付き高齢者向け住宅事業開始届（様式第１１号）に別表第２に掲げる書類を添えて、福井県土木部建築住宅課へ２部提出するものとする。

２　法第２４条第１項の規定に基づく報告および検査等の実施について必要な事項は、福井県サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領で定める。

（指示）

第１２条　法第２５条各項の規定に基づく指示は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る是正等の指示について（様式第１２号）により登録事業者に行うものとする。

２　前項の指示を受けた者は、指示事項について所要の是正措置を講じるとともに、指示に対する是正結果について、サービス付き高齢者向け住宅事業の指示に対する是正報告書（様式第１３号）および是正内容がわかる資料を添付し、正本２部および副本１部を福井県土木部建築住宅課へ提出するものとする。

（登録の取消し）

第１３条　知事は、法第２６条第１項または第２項の規定により登録を取り消したときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第１４号）により市町長に通知するものとする。

２　法第２６条第３項の規定による登録事業者であった者への通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第１５号）により行うものとする。

（入居者の基準）

第１４条　共同省令第３条第２号に規定する知事が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　要介護認定または要支援認定を受けている入居者の介護を行う者

二　入居している高齢者が扶養している児童（満１８歳に満たない者をいう。）

三　入居している高齢者が扶養している障害者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ　身体障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号の１級から４級までのいずれかに該当する者

ロ　精神障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に規定する１級または２級に該当する者

ハ　知的障害の程度が前号に規定する精神障害の程度に相当する者

四　その他、知事が特に同居の必要があると認める者

附　則

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１１月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年　７月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　元年　５月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　元年　９月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　元年１２月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　３年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　３年　７月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　４年　９月　１日から施行する。

別表第１（第２条第２項関係）

全てのサービス付き高齢者向け住宅で添付		
番号	書類の名称	備考
１	各住戸の専用面積を示す求積図および求積表	
２	居間、食堂、台所その他の高齢者が共同して居住の用に供する共用部分の面積を示す求積図および求積表	各住戸の専用面積が２５平方メートルに満たない場合
３	法第１７条に基づく登録事項等についての説明書	
４	サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト	
５	暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報	
６	その他、知事が必要と認める書類	
老人福祉法第２９条第１項に規定する有料老人ホームに該当する場合は以下も添付		
番号	書類の名称	備考
７	株主名簿	
８	役員および施設長の履歴書	
９	直近３年の財務諸表	
１０	法人およびサービス付き高齢者向け住宅の組織図	
１１	関係会社概要	関係会社がある場合
１２	運営方針	
１３	都市計画法に基づく開発行為許可通知書（写）	該当がある場合
１４	土地面積表	多筆の場合
１５	建物立面図、断面図	
１６	共用部分仕様表	
１７	重要事項説明書	
１８	周辺医療機関分布図	
１９	運営懇談会会則	
２０	長期損益・資金収支計画書（３０年間）	提出後、3年ごとに見直すこと
２１	サービス付き高齢者向け住宅建設に係る事業費および財源	
２２	情報開示等一覧表	

別表第２（第１１条第１項関係）

全てのサービス付き高齢者向け住宅で添付		
番号	書類の名称	備考
１	建築基準法に基づく検査済証（写）	新築・増改築の場合
２	建築基準法に基づく工事完了届（写）	用途変更の場合
老人福祉法第２９条第１項に規定する有料老人ホームに該当する場合は以下も添付		
番号	書類の名称	備考
３	消防法に基づく消防用設備等検査済証（写）	
４	建物登記事項証明書	新築の場合
５	緊急時対応表	
６	職種別職員体制表	
７	夜間体制表	
８	従業者の勤務体制および勤務形態が分かるもの（勤務表）	
９	社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票	
１０	管理規程	
１１	介護サービス一覧表	
１２	利用料金表・パンフレット	
１３	特定施設利用契約書	特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合
１４	特定施設重要事項説明書	
１５	特定施設運営規定	
１６	防災規程	
１７	苦情処理体制表	
１８	事故発生の防止のための指針	事故が発生した場合の対応、福井県有料老人ホーム設置運営指導指針１１の（６）イ（イ）に規定する報告の方法等が記載されたもの

様式第１号（要綱第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

（登録申請者）　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録通知書

年　　月　　日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第７条第１項の規定により登録したので、同条第３項の規定に基づき通知します。

記

１　登録住宅の位置

２　登録住宅の名称

３　登 録 年 月 日　　年　　月　　日

４　登　録　番　号　　第　　号

５　登　録　内　容　　サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書に記載のとおり

様式第２号（要綱第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

市町長　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録通知書

年　　月　　日付けで下記の者から申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第７条第１項の規定により登録したので、同条第５項の規定に基づき通知します。

記

１　申請者の住所
　　氏名

２　登録住宅の位置

３　登録住宅の名称

４　登録年月日　　年　　月　　日

５　登録番号　　第　　号

６　登録内容　　サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書に記載のとおり

様式第３号（要綱第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（登録申請者）　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録の基準に適合しない旨の通知書

年　　月　　日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書について、下記の理由によりサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の基準に適合しないと認められるため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第７条第４項の規定に基づき通知します。

記

（理　由）

（教　示）

１　この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

３　１の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、２にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第４号（要綱第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

（登録申請者）　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書

年　　月　　日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第８条第１項の規定に基づき当該住宅の登録を拒否するので、同条第２項の規定に基づき通知します。

記

（理　由）

（教　示）

１　この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

３　１の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、２にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

様式第５号（要綱第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

市町長　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業変更登録通知書

年　　月　　日付けで下記の者から届出のあったサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書について、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第９条第３項（第１１条第４項）の規定により変更の登録をしたので通知します。

記

１　申請者の住所
　　氏名

２　登録住宅の位置

３　登録住宅の名称

４　登録年月日　　年　　月　　日

５　登録番号

６　届出の種類　　□　法第９条第１項（変更届）
　　□　法第１１条第３項（地位承継届）

７　変更登録内容　　サービス付き高齢者向け住宅事業に係る
　　登録事項等の変更届出書の記載のとおり

様式第６号（要綱第８条関係）

年　　月　　日

福　井　県　知　事　　様

＜申請者（地位承継者）＞

住所

氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る地位の承継届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第１１条第３項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る地位を承継したので、下記のとおり届け出ます。

記

登録住宅の位置	
登録住宅の名称	
登　録　年　月　日	年　　月　　日
登　録　番　号	第　　号
登録事業者の住所 氏名	
地位承継年月日	年　　月　　日
地位承継者の住所 氏名	
地位承継の理由 （いずれかに〇）	１．登録事業の譲渡 ２．相続 ３．合併 ４．分割 ５．その他（　　）

備考

１．地位承継者が法人である場合には、代表者名も記載すること

２．登録事項等の変更届出書および地位の承継を示す書類を添付すること

様式第７号（要綱第９条関係）

年　　月　　日

福　井　県　知　事　　様

＜届出者（登録事業者または破産管財人）＞

住所

氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第１２条第１項または第２項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を下記のとおり届け出ます。

記

届出内容（いずれかに〇）	１．事業の廃止 ２．合併および破産手続開始の決定以外の理由による解散 ３．破産手続開始の決定
理由（破産手続開始の決定を除く）	
届出内容に該当する日	年　　月　　日
登録住宅の位置	
登録住宅の名称	
登録年月日	年　　月　　日
登録番号	第　　号

備考

１．届出者が法人である場合には、代表者名も記載すること

２．廃止等の内容がわかる書類を添付すること

様式第８号（要綱第１０条関係）

年　　月　　日

福　井　県　知　事　　様

＜申請者（登録事業者）＞

住所

氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第１３条第１項第１号の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業について登録の抹消を申請します。

記

登録住宅の位置	
登録住宅の名称	
登録年月日	年　　月　　日
登録番号	第　　号
理由	

備考

１．申請者が法人である場合には、代表者名も記載すること

様式第９号（要綱第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

（登録事業者）　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第１３条第１項の規定により、下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を抹消したので通知します。

記

１　登録を抹消した住宅の位置

２　登録を抹消した住宅の名称

３　登録抹消前の登録番号　　第　　号

４　登　録　抹　消　の　理　由

様式第１０号（要綱第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

市町長　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第１３条第１項の規定により下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を抹消したので、同条第２項に基づき通知します。

記

１　登録を抹消した事業者の住所
氏名

２　登録を抹消した住宅の位置

３　登録を抹消した住宅の名称

４　登録抹消前の登録番号　　第　　号

５　登録抹消の年月日　　年　　月　　日

６　登録抹消の理由

様式第１１号（要綱第１１条関係）

年　　月　　日

福　井　県　知　事　　様

＜報告者（登録事業者）＞

住所

氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業開始届

サービス付き高齢者向け住宅の事業を開始したので、福井県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務処理要綱第１１条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

登録住宅の位置	
登録住宅の名称	
登　録　年　月　日	年　　月　　日
登　　録　　番　　号	第　　号
工　事　完　了　日	年　　月　　日
事　業　開　始　日	年　　月　　日
開始当初入居者数	名

備考

１．福井県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務処理要綱別表第２に規定する書類を添付すること

様式第１２号（要綱第１２条関係）

第　　号
年　　月　　日

（登録事業者）　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る是正等の指示について

高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第５条第１項の規定に基づき登録したサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等について、下記事項について是正等を図る必要があると認められますので、法第２５条各項の規定に基づき指示します。

つきましては、登録事項の訂正申請、是正、改善等の必要な措置を行い、その結果について報告書を３部提出してください。

記

１　サービス付き高齢者向け住宅の概要

住宅の位置　：

住宅の名称　：

登録年月日　：

登 録 番 号　：

２　指示事項

３　報告期限

様式第１３号（要綱第１２条関係）

年　　月　　日

福　井　県　知　事　　様

＜報告者（登録事業者）＞

住所

氏名

サービス付き高齢者向け住宅事業の指示に対する是正報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第２４条第１項の規定により、登録住宅の指示に対する是正結果を下記のとおり報告します。

記

１　登録住宅の位置

２　登録住宅の名称

３　登 録 年 月 日　　年　　月　　日

４　登　録　番　号

５　報　告　内　容　　別紙記載のとおり

様式第１３号　別紙（要綱第１２条関係）

サービス付き高齢者向け住宅事業の指示に対する是正報告内容

登録事業者の名称、氏名	
登録住宅の名称	
報告担当者の氏名	
報告担当者の連絡先	（　　）　　－

No	指示事項	その対応や是正結果	是正年月日
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

備考

１．是正内容がわかる写真や参考資料を適宜添付すること

２．提出期限までに是正完了が困難なものについては、是正結果欄には是正計画の内容、是正年月日欄には是正予定年月日を記入し、是正完了時に是正内容がわかる写真や参考資料を適宜提出すること

様式第１４号（要綱第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

市町長　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第２６条第１項または第２項の規定により、下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を取消したので通知します。

記

１　登録を取消した事業者の住所
氏名

２　登録を取消した住宅の位置

３　登録を取消した住宅の名称

４　登録取消前の登録番号　　第　　号

５　登録取消の年月日　　年　　月　　日

６　登録取消の理由

様式第１５号（要綱第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

（登録事業者）　様

福　井　県　知　事　　印

サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第２６条第１項または第２項の規定により、下記のサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を取消したので、同条第３項に基づき通知します。

記

１　登録を取消した住宅の位置

２　登録を取消した住宅の名称

３　登録取消前の登録番号　　第　　号

４　登　録　取　消　の　理　由

（教　示）

１　この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この通知の取消しの訴えは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

３　１の審査請求をした場合のこの通知の取消しの訴えは、２にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。